

『左経記』諸写本に関する基礎的検討

黒 須 友里江

はじめに

源経頼は平安中期に長く弁官・藏人を務めた実務官僚で、その日記『左経記』は平安時代の研究に欠くことのできない史料である。『左経記』は長和五年（一〇一六）から長元八年（一〇三五）にわたる日次記が残されるほか、凶事の部類記『類聚雜例』が伝わっている。現在広く用いられている増補史料大成本のテキストは、凡例によれば「秘閣本で嘗て太政官修史局に於て、久松家献本内容は他の諸流布本と同じに九条家本を補ったもの」を底本としている。これは国立公文書館所蔵の旧内閣文庫蔵『左経記』十五冊（請求記号一六〇〇二三〇）にあたり、奥書によれば明治六年（一八七三）十二月二十五日に華族久松定謨が献上した『左経記』寛仁元年秋冬、同二年春夏・冬、同三年秋冬、同四年春夏・秋冬、万寿二年秋冬、同三年春夏、同五（長元元）年春夏・秋冬、長元四年春夏・秋冬、同七年秋冬、同八年春夏、類聚雜例の十五冊に、明治十八年十一月、華族九条道孝蔵書の『経頼卿記』長和五年春夏、治安二年秋冬、万寿二年春夏、同三年秋冬を補写したものである。補写されたのは宮内庁書陵部所蔵九条本『左経記』四卷（函架番号九四〇四）で、これは平安末期鎌倉初期の書写とみられる古写本である。⁽²⁾『左経記』の古写本にはそのほか、長元五年春夏の一卷（谷森本、東京大学史料編纂所所蔵の影写

本（請求記号三〇七三三三）⁽³⁾により確認）、万寿二年秋冬・長元七年秋冬・同八年春夏の三卷（守屋本、東京大学史料編纂所所蔵の写真版（請求記号六一七三二一七）により確認）、高山寺所蔵『新編諸宗教蔵総録』第二卷裏書の治安元年秋冬四〜八月記断簡がある。九条本・谷森本・守屋本については、本来一具の写本とみられることが石田実洋氏により指摘されている。⁽⁴⁾一方、『左経記』の大半は古写本が現存せず新写本（増補史料大成がいうところの流布本）に拠らなければならないことを考えると、新写本の概要を知ることにも『左経記』のテキストを検討する上で不可欠である。

『左経記』諸写本の所在は『国書総目録』⁽⁵⁾および『古典籍総合目録』⁽⁶⁾によって知ることができるが、詳細な内容や構成は明らかになっておらず、増補史料大成が久松家献本について「内容は他の諸流布本と同じ」と指摘するのみである。そこで、本稿では日次記の新写本を対象として『左経記』諸写本の調査結果を示すとともに、その基礎的考察を行う。

一、奥書と錯簡

『左経記』諸写本を調査する上で特に注目すべき点は次の二点である。第一に奥書。寛仁二年冬の末尾には天承元年（一一三一）六月十五日付の奥書がある。諸写本で確認しても判読困難な文字が多いため大意を

(1) 『左経記』諸写本に関する基礎的検討（黒須）

とるほかないが、記主は「参議」で天承元年六月十五日に見合を終えたものの文字がきわめて乱雑であった、この日記は長い年月の間に分散してしまった、等のことが記してある。この奥書については、すでに清水潔氏が以下のとおり詳しく検討している。⁷⁾ すなわち、「天承元年」より前の部分は後人による追記とみられるため「故中納言」Ⅱ「参議」となり、天承元年の参議で「故中納言殿」と呼ばれ得る人物は藤原忠宗と源雅兼の二名である。忠宗は藤原師通の甥にあたるが、『後二条師通記』寛治五年（一〇九一）十二月十七日条裏書に『左経記』長和四年十二月二十六日条が抄出されていることから、師通の時代には撰関家に『左経記』が伝わっていたことが知られ、忠宗が借覧した可能性は十分考えられる。また、忠宗の子忠親の日記『山槐記』にはしばしば『左経記』を引見したことが記されていることから、「参議」がどちらを指すのか断定はできないものの、忠宗は『左経記』を書写し所持していたとみられ、いつのものか未詳ながら奥書自体にも「忠宗」の追記がなされている。諸写本にはこの奥書があるものとなないものがあり、前者の中にも次の三パターンが存在している。

奥書Ⅰ

故中納言殿御自筆、忠宗也、

天承元年六月十五日自見合了、本字極狼藉也、

此記年来之内、自人々斗□分、及半分、一川云意也、

其議可披露、而此本儕或人^{大夫}洪還河之事了、天之

旨然也、

参議

奥書Ⅱ

朱了

本書且被書也、故中納言殿御自筆、忠宗也、

天承元年六月十五日自見合了、本字極狼藉也、

此記年来之内、自人々斗□分、及半分、一川云意也、
其議可披露、而此本儕或人^{大夫}洪還河之事了、天之
旨然也、

参議

奥書Ⅲ

本書 故中納言殿御自筆、忠宗^殿

天承元年六月十五日自見合了、本字極狼藉也、

此記年来之内、自人々斗□分半分、其議可披露、

而此本併或人^{出夫}、

参議

増補史料大成本には底本に従ってⅠが翻刻されているが、諸写本に最も多く見えるのはⅠの頭に「朱了」等を加えたⅡである。Ⅱにのみ存在する部分についても判読困難な文字が多い。ⅢはⅡの一部を除いたものだが、少なくとも「一川云意也」「洪還河之事了、天之旨然也」については書き落としてであろう。

また、『類聚雜例』には永万二年（一一六六）七月十七日付の奥書Ⅳがある。

永万二年七月十七日、以入道本書了、

執筆清房 交了

此両卷申給宇治左大臣殿御本

書写之云々

後半（追記の可能性もある）には藤原頼長の蔵書を書写したことが記されているが、「此両卷」や前半の「入道」が何を指すのか不明瞭である。奥書Ⅳについて清水氏は、『信西（通憲）入道蔵書目録』第九十三櫃に「源大丞記二卷」と見えることから、頼長の蔵書を書写した信西所蔵の二巻が現在『類聚雜例』として伝わっている、という見解を示している。⁸⁾ かし、『信西（通憲）入道蔵書目録』について田島公氏は、信西の蔵書目録ではなく、天皇家にゆかりのある文庫（鳥羽の宝蔵または平安宮内

の天皇の文庫)の蔵書目録を信西が借用して書写したものに、信西の死後に没収されたその蔵書を第七十櫃以降に追加したものという見方を提示している。⁹⁾これに従えば、「源大丞記二巻」は天皇家が『左経記』の一部(「源大丞記」は『類聚雜例』のような部類記ではなく日次記の書名と考えるのが自然であり、この点でも「源大丞記二巻」≡「此二巻」という理解には疑問が残る)を所蔵していたことを示し、奥書Ⅳとは直接関連しない。「入道」が信西ではない場合、永万二年に存命でそう呼ばれ得る人物としては、藤原雅教(家政の子、師通の孫。前年に出家)、藤原季家(敦兼の子。『兵範記』仁安元(≡永万二)年九月三日条に「季家入道」とみえる)、近年まで存命していた人物では藤原忠通(二年前に没)が挙げられる。頼長との関係を踏まえると、雅教の可能性が比較的高いだろうか。

第二に錯簡。国立公文書館所蔵『左経記』(二六〇一〇二三〇)長元七
年秋冬冊には錯簡が一か所あり、それに伴い増補史料大成本には本文の
混乱がみられる。これについては詳しく述べたことがあるが、¹⁰⁾ここでも
簡単に触れておく。長元七
年秋冬冊の91丁には「入内及秉燭」→「僧俗
退出」(大成本392頁下段5~6行)・十二月二十一日条・二十六日条・二
十七日条の「史頼政始結政申文」まで、92丁には「其外人々」→「奉宣
旨了者」(大成本392頁下段2~5行)・「及未刻」→「自偉鑿門退出」(大
成本393頁上段16行~下段5行)・十二月十九日条・十二月二十日条の「有
申文食等」までが書写されている。この二丁の順序が逆になっているこ
とにより、増補史料大成本では十二月十七日条以降の本文に混乱が生じ
ている。この錯簡が古写本である守屋本では生じていなかったことが守
屋本の一部である佐藤道生氏所蔵の『左経記』断簡から分かるが、一方
で新写本には広く確認できる。各写本の錯簡部分の状態は、写本どうし
の関係や錯簡が生じた時期を考える手がかりとなるだろう。

二、「左経記」諸写本の分類

調査の結果、『左経記』諸写本の大部分をA~Iの九群に分類するこ
とができた。分類のポイントは次の三点である。

1、内題

諸写本の内題(内題がない場合は外題)には「左経記」と「糸束記」
の二種がある。¹¹⁾どちらも経頼の日記の名称として用いられるが、「左経記」
の内題を持つ諸写本には寛仁二年冬の末に奥書(I~III)が存在するの
に対し、「糸束記」の内題を持つ諸写本にはそれが存在しないという違
いがある。また、「左経記」はほとんどが寛仁元年秋冬から長元八年春
夏が揃うのに対し、「糸束記」の多くは寛仁元年秋冬から万寿三年春夏
のみである。このように、内題には写本の性格の違いが反映されている
ようである。

2、構成

「左経記」には『類聚雜例』を含むもの(A・C)と含まないもの(B・
D~F)がある。また、「糸束記」は多くが寛仁元年秋冬から万寿三年
春夏(G)だが、一部長元八年春夏まで揃うもの(H)がある。

3、体裁

「左経記」の中にはそれぞれ一行の字数・一丁の行数・丁替わりの位
置がいずれも同じ群が存在する(A・B)。ほかにも追加された部分や
錯簡が共通する群(E)、途中から親本が「糸束記」に切り替わる群(F)
がある。「糸束記」は寛仁元年秋冬から万寿三年春夏の群(G)の大部
分が共通の体裁を持つ。

以下、各群に属する写本の番号、所蔵機関、請求記号等、冊数(新写
本はすべて冊子本)、印記等(印記は書き込まれた数字も含めてすべて
掲げた。ラベルについては新たな所蔵情報が得られる部分のみを掲げ

た)、外題、内題、奥書(I~IVは第一章と対応)を掲げる。なお、末尾の表は本章と対応している。

A 【類聚雜例を含む「左経記」・体裁が共通するもの】

① 国立国会図書館 わ二一〇・三十五一

〔冊数〕 十五冊

〔印記等〕 朱印「東京書籍館/明治五年文部省創立/明治九年文部省交付」、ラベル「東京図書館」

〔外題〕 左経記 「内題」 左経記

〔奥書〕 II V

東京書籍館以前の旧蔵者は未詳。『国書総目録』「国会(一五冊)」にあたる。

② 国立公文書館(内閣文庫) 一六〇〇・二三〇

〔冊数〕 十五冊

〔印記等〕 朱印「松山文庫」「乙邸内庫」「秘閣図書之章」「内閣文庫」「日本政府図書」、補写部分の奥書に校正担当者の朱印「小野」「男澤」

〔外題〕 左経記 「内題」 左経記(補写部分は経頼卿記)

〔奥書〕 I IV。第一・十五冊に「明治六年十二月二十五日、華族久松定謨献之」、長和五年春夏・治安二年秋冬・万寿二年春夏・万寿三年秋

冬の末に明治十八年十月十一月に九条本を補写した旨の奥書あり。

増補史料大成本の底本。伊予国松山藩主久松(松平)家から献上された十五冊に、太政官修史局において九条本四巻を書写したものを近い冊に綴じ込んでいる。数か所落丁が見られる。『国書総目録』「内閣(長和五・寛仁二四・万寿二・三・五・長元四・七・八・長元元九雜例、一五冊)」にあたる。

③ 静嘉堂文庫 七五函三二架

〔冊数〕 十二冊

〔印記等〕 朱印「静嘉堂文庫」

外題・内題・奥書は補写部分を含めて②と同様で、筆蹟も酷似している。ただし「松山文庫」以下の印記や補写部分の校正担当者の印がないことから模写本と考えられる。なお、内題には一〇十五の番号が付されているが二と三、四と五、十四と十五を合冊しているため冊数は十二冊となっている。『国書総目録』「静嘉(長和五・長元八、一二冊)」にあたる。

④ 東京大学史料編纂所 四三七三・二二

〔冊数〕 十五冊

〔印記等〕 朱印「昭和39年2月18日購入」「東京大学図書」「史料編纂所図書之印」

〔外題〕 左経記 「内題」 左経記

〔奥書〕 II IV。第八冊に「左経記万寿三年/校合方保/書写重直」、第十冊に「左経記長元々年下/紙数五七十枚/写奉富/校家親」、第十

一冊に「左経記長元四年上/墨付五拾七枚/書功孝盛/校合義勝」、第十五冊に「左経記凶事方部類/校合家親/書写義勝」。

書写・校合者の名前は見えるものの、旧蔵者は未詳。『国書総目録』「東大史料(一五冊)」にあたる。

⑤ 京都大学附属図書館 平松・三・サー

〔冊数〕 十五冊

〔印記等〕 紫印「16156/大正3・11・5」、朱印「京都帝国大学図書之印」

〔外題〕 左経記 「内題」 なし

〔奥書等〕 II IV。第六・九・十冊に「一校了」。

平松家旧蔵。『国書総目録』「京大(一五冊)」にあたる。

⑥ 東山御文庫 勅封三三三

〔冊数〕 十五冊

〔印記等〕 印「明曆」

〔外題〕 左経記 「内題」 なし

〔奥書〕 II

すべての冊に後西天皇の蔵書印「明曆」が見られ、それまでに天皇家の所蔵となっていたことが分かる。なお、寛仁三年秋冬は東京大学史料編纂所所蔵の謄写本『京都御所東山御文庫記録』（請求記号二〇〇〇一）に含まれており（『国書総目録』「東大史料（寛仁三、京都御所東山御文庫記録甲三三）」、東北大学附属図書館（狩野文庫）所蔵の一冊（請求記号三二二六三五五一）、『国書総目録』「東北大狩野（寛仁三三）」はこれをもとに作成されたものと思われる。『国書総目録』には「東山御文庫（寛仁三）」とのみあるが、謄写本の情報によるものであろう。

①～⑥は一行の字数（冊によって多少の差あり）・行数（半丁あたり八行）、丁替わりの箇所がほぼ一致しており、校訂や首書に違いはみられるものと同じ種類の写本と言える。長元七年の錯簡の状態も一致する。

B 〔類聚雑例を含まない〕「左経記」・体裁がAと共通

⑦ 宮内庁書陵部 三五〇一二三六

〔冊数〕 十四冊

〔印記等〕 朱印「鷹司蔵書記」「宮内省図書印」

〔外題〕 左経記 「内題」 なし

〔奥書〕 II

鷹司家旧蔵。『和漢図書分類目録』¹²⁾によれば江戸中期写。

⑧ 宮内庁書陵部 三三三一一七二

〔冊数〕 十四冊

〔印記等〕 朱印「図書寮印」

〔外題〕 左経記 「内題」 なし

〔奥書等〕 II。第六・九冊に「一校了」。

桂宮家旧蔵。『和漢図書分類目録』によれば江戸中期写。

⑨ 宮内庁書陵部 葉一〇六四

〔冊数〕 十三冊 ※長元元年年秋冬を欠く

〔印記等〕 朱印「葉室庫」「頼重」「宮内省図書印」

〔外題〕 左経記 「内題」 左経記

〔奥書等〕 第六冊に「一校了」。第二～四・七～十三冊は内表紙に「一校了」。

葉室家旧蔵。最も古い印記は頼重（二六六九～一七〇五）のもの。『和漢図書分類目録』によれば江戸中期写。『国書総目録』「宮書（寛仁元・長元八、一三冊）」にあたる。

⑩ 国立公文書館 内閣文庫一六〇〇二二〇

〔冊数〕 十四冊

〔印記等〕 朱印「図書局文庫」（消印あり）「教部省文庫印」「太政官文庫」

「内一二五六九号」「日本政府図書」

〔外題〕 左経記 「内題」 なし

〔奥書等〕 II。第六・九冊に「一校了」。

教部省以前の旧蔵者は未詳。『国書総目録』「内閣（寛仁元・四・万寿二・三・長元元・四・七・八、一四冊）」にあたる。

⑪ 尊経閣文庫 目録五一四頁一三行

〔冊数〕 三冊（長元元年年秋冬・長元七年・長元八年）

〔印記等〕 朱印「万里蔵書」「尚房」「竹芭桜」

〔外題〕 左経記 「内題」 なし

〔奥書〕 なし

万里小路家旧蔵。尚房（一六八二〜一七二四）の印記を含む。小口にそれぞれ「左経記六」「左経記十」「左経記十一」とあるので、本来は十一冊以上で構成されていたとみられる。新写本で唯一長元七年の錯簡がみられないが、内容はA・Bの諸写本と同様のため特に古いものとは考えられず、もともとあった錯簡が直されたか。¹⁴⁾『国書総目録』「尊経（長元元・七・八、三冊）」にあたる。

⑫ 東京大学史料編纂所 貴一―一五

〔冊数〕十冊

〔印記等〕印「三条西」「史料編纂所備本」「史料編纂所図書之印」

〔外題〕左経記 「内題」なし

〔奥書〕Ⅱ

三条西家旧蔵。冊を下ることに損傷がひどくなり、長元元年七月四日条の途中以降は失われている。『国書総目録』補遺「東大^{史料}一〇冊」にあたる。

⑬ 京都大学附属図書館 五―〇四・サ・九

〔冊数〕八冊

〔印記等〕紫印「58033/39・6・5」、朱印「久世蔵書」「源通理章」「通

理」「字子正」「京都帝国大学図書之印」、ラベル「久世子爵蔵書章」

〔外題〕左経記 「内題」左経記

〔奥書〕Ⅱ。第一冊に「借請久我家本書写^{以他本校令、}天保五年四月三日（花

押・久世通理）」。第二〜八冊にも同じ主旨の奥書あり。

久世家旧蔵本。奥書によれば、通理が久我家所蔵本（今回の調査では見つけることができなかった）を借りて書写したもの。『国書総目録』「京大（寛仁元四・万寿二・三・長元元・四・七・八、一二卷八冊）」にあたり、かつて卷子装であったらしい。長元七年の錯簡部分には朱書「後」^{（八〇六）}「前」を付す。

⑭ 大阪府立中之島図書館古典籍室 三三―三二

〔冊数〕十二冊 ※寛仁四年春夏秋冬を欠く

〔印記等〕朱印「昨非庵蔵書記」「大阪図書館」「大阪図書館蔵書之印」

〔外題〕左経記 「内題」なし

〔奥書〕Ⅱ

『国書総目録』「大阪府（寛仁元・長元八、一二冊）」にあたる。

⑮ 天理大学附属天理図書館（吉田文庫） 吉六四―一〇

〔冊数〕十四冊

〔印記等〕印「天理図書館/656048〜656061/昭和四三年三月十一日」

〔朝臣カ〕「吉田文庫」「緑□□□」

〔外題〕左経記 「内題」なし

〔奥書〕Ⅱ（ただし「朱了」はなし）

吉田文庫旧蔵。『国書総目録』補遺「天理^{吉田}寛仁元・長元八、一四冊」にあたる。

以上の各写本も、一行の字数・行数、丁替わりの箇所がAとほぼ一致し、長元七年の錯簡の状態も同様である。ただし⑨のみはほぼ同じ体裁のものを89丁↓92丁↓90丁↓91丁↓93丁と並べ替えた状態になっている。錯簡を直す際に混乱したと思われる。

C【類聚雑例を含む「左経記」・体裁がAと異なる】

⑯ 宮内庁書陵部 二一七―四一三

〔冊数〕十五冊

〔印記等〕印「藤波家蔵書」「帝室図書之章」

〔外題〕左経記 「内題」左経記

〔奥書〕ⅢⅣ。第二冊に「文化三年丁卯端午後一日再校 季忠」。第四・

五・六・七・八・九・十・十一冊にも同じ主旨の文化三〜五年の奥書

あり。

伊勢祭主藤波家旧蔵。藤波季忠が校訂を行っている。『和漢図書分類目録』によれば江戸初期写。第一冊の本文冒頭に「後一条院」「経頼于時藏人左少弁^{三十一}」という朱書があり、奥書Ⅲを持つのが特徴。一行の字数はAの各写本とほぼ同じである冊が多いが、寛仁二年冬・寛仁三年春夏・寛仁四年秋冬はやや異なる。またすべての冊が半丁あたり十二行であるため、Aとは体裁が異なっている。長元七年の錯簡部分は、錯簡がある字の並びのまま書写されている。

⑰宮内庁書陵部 二六四―七五九

〔冊数〕十五冊

〔印記等〕朱印「庭田蔵書」「宮内省図書印」、ラベル「皇典講究所図書標箋」

〔外題〕左経記 「内題」なし

〔奥書等〕ⅡⅣ。第一―五・十・十一冊に「一校了」。第十五冊に「右一冊者、依内院仰、以官本令模写畢、寛延^(一七四九)二年十二月 皇太后宮権大夫源朝臣」。

庭田家旧蔵。皇典講究所蔵ののち宮内省に移管された。「類聚雑例」は、奥書によれば「内院」の命により庭田重熙が官本（東山御文庫本か）を模写したもの。それ以前は十四冊の「左経記」（D）であったとみられる。なお、『和漢図書分類目録』は全体を庭田重熙写とする。『国書総目録』「宮書（寛仁元長元八、寛延二庭田重熙写一五冊）」にあたり、類聚雑例の項にも「宮書（左経記類聚雑例、寛延二庭田重熙写）」として挙げられている。長元七年の錯簡部分は錯簡がある字の並びのまま書写されている。

D 〔類聚雑例を含まない「左経記」・体裁がAと異なる〕

⑱神宮文庫 一三八九¹⁵⁾

〔冊数〕十四冊

〔印記等〕朱印「宮崎文庫」「神宮文庫」「延経之印」「度会神主」、ラベル「神宮文庫」

〔外題〕左経記 参議左大弁経頼卿記 一名糸束記 「内題」なし

〔奥書〕Ⅲ。第十四冊に「左経記^{源経頼卿記}十四冊、以二位総官御家蔵之本写之、奉納豊宮崎文庫、聊為報洪太之神恩也、宝永七年十二月朔日

豊受太神宮権禰宜度会神主延経」。

豊宮崎文庫旧蔵。度会（出口）延経の書写。奥書によれば⑱が親本か。

これは奥書Ⅲを持つことと矛盾しないが、体裁は⑱とは異なる。『国書総目録』「神宮（寛仁元長元八、一四冊）」にあたる。長元七年の錯簡部分は錯簡がある字の並びのまま書写されているが、十九日条・二十日条がそれぞれ二十九日条・三十日条とされている。

⑲神宮文庫 一三九〇

〔冊数〕十三冊 ※長元七年秋冬を欠く

〔印記等〕朱印「宇治文殿」「守□」「林崎文庫」「神宮教院」、ラベル「神宮文庫」、表紙に「皇太神宮神蔵」の墨書あり。

〔外題〕左経記 「内題」なし

〔奥書〕Ⅲ

林崎文庫および神宮教院旧蔵。各冊の表紙に「史籍年表」との照合結果を記す。『国書総目録』「神宮（寛仁元長元八、一三冊）」にあたる。奥書Ⅲを持ち、⑱と同じく⑲が親本であろうか。体裁は⑱⑲いずれとも異なる。

⑳京都市立京都学・歴史館 特九二七三七―一・一三・一四・一六

〔冊数〕十四冊

「印記等」朱印「滋野井文庫」「公澄」「京都府立図書館印」「購入42・4・

5」「京図」

「外題」左経記 「内題」なし

「奥書」II

滋野井家旧蔵。最も古い印記は公澄（一六七〇～一七五六）のもの。『国書総目録』『京都府（寛仁元・長元八、一七冊）のうち十四冊にあたり、他三冊（④③④④）と同じ帙に収められているが、印記や体裁から本来の一具はこの十四冊と判断できる。長元七年の錯簡部分は錯簡がある字の並びのまま書写されている。

E 【冒頭に経頼の略歴のある「左経記」】

②宮内庁書陵部 二五五―一八

「冊数」十二冊

「印記等」朱印「新宮城書蔵」「乙之三番」「明治十八年改」「図書寮印」

「外題」左経記 「内題」左経記

「奥書」III

桂宮家および紀伊国新宮城主水野忠央旧蔵。『和漢図書分類目録』によれば江戸中期写。『国書総目録』『宮書（寛仁元・長元八、一二冊）』にあたる。体裁はA・Bと異なり、長元七年の錯簡部分は錯簡がある字の並びのまま書写されている。

②東京大学史料編纂所 徳大寺〇四一〇一〇二―一四

「冊数」十三冊 ※寛仁二年春夏を欠く

「印記等」朱印「徳大寺蔵」「公迪」印

「外題」左経記 「内題」左経記

「奥書」III

徳大寺家旧蔵。公迪（一七七―一八一）の印記を含む。寛仁元年八

月記の抜書一冊（表題「左経記 寛仁元年八月九日立坊」、徳大寺〇四一〇一〇二）と同じ帙に収められている。体裁は②と同様。

②東京都立中央図書館（東京誌料） 東九一三二―一五

「冊数」八冊

「印記等」印「東京誌料東京都立日比谷図書館／23785～23792／昭32・

1・17」「明治41・2・28寄贈」、朱印「貫主大王令旨不可漫出門外東

叡山開山堂蔵本」「発願偏羅和漢典籍蔵之文庫以報四恩後司職之人若

有補遺時以聞為義蔵記」「東叡山開山堂司職真如院十有四世蓮華金剛

義蔵収蔵之」「福羽」「東京誌料」「東京誌料／福羽逸人寄贈」「東京市

日比谷図書館蔵書印」

「外題」左経記 「内題」左経記

「奥書」III

寛永寺開山堂および福羽美静（一八三一～一九〇七）旧蔵。寛永寺真如院十四世義蔵の印記も含む。『国書総目録』『日比谷東京（二〇巻八冊）』にあたり、卷子装時の番号も見られる。長元元年八月二十九日条が第四・五冊、長元七年九月二十八日条が第六・七冊に分かれるという特殊な冊構成となっている。書写の体裁は②と同様。

この群は、寛仁元年秋冬冒頭に経頼の略歴を記した一丁が存在する、奥書IIIをもつ、長元八年二月三日条の途中（「有外記催以乎」の後）に同年三月十日～五月五日の目録が混入し、その後五行ほど空けて残りの二月三日条が続く、という共通の特徴を持つ。奥書IIIが⑬⑭⑮にも見えることは前述のとおりだが、⑱～㉓の本文に混入している長元八年の目録はちょうど⑱の一丁分（目録の第二丁）にあたり、⑱と同様の体裁で錯簡が生じていたものを親本にもつと考えられる。

F 【途中から糸束記に変化する「左経記」】

②4筑波大学附属中央図書館 三二一六一―四

〔冊数〕十三冊

〔印記等〕印「東京高等師範学校第二八四三号一三冊」、朱印「東京師範学校図書印」「東京高等師範学校図書印」

〔外題〕左経記 「内題」左経記（第十二冊のみ糸束記）

〔奥書〕第九冊に「私、十月四日以後以他本写加之」。

最も古い印記は東京師範学校（一八七三―一八八六）のもの。『国書総目録』「教大（寛仁元・長元八、一三冊）」にあたる。長元元年十月三日まではA・Bと同じ体裁、それ以降は②7と同じ体裁で、途中で親本が「左経記」から「糸束記」に変更されたことが分かる。長元七年の錯簡部分は錯簡がある字の並びのまま日付順に組み替えて書写されている。

②5宮内庁書陵部 二五九―三三八

〔冊数〕八冊 ※第八冊は類聚雑例

〔印記等〕朱印「禰家藏書」「諸陵寮之章」「図書寮印」

〔外題〕左経記 「内題」左経記（第七冊のみ糸束記）

〔奥書等〕Ⅱ。第五冊に「私、十月四日以後以他本写加了」。第八冊に

IVおよび「一 左経記八／此□紙数六十三枚／七月 林□□／代理池

亀良□／校合□□□□」の貼紙あり。また、第三―五冊の内表紙には

元禄五年（一六九二）書写・校合の朱書あり。

小槻家旧蔵。ただし第八冊には「禰家藏書」印が見えず貼紙で書写・校合者の氏名を記すため、「類聚雑例」は補写であることがわかる。『国書総目録』「宮書（寛仁元・長元八、元禄四小槻季連写八冊、類聚雑例を付す）」にあたる。第一―七冊の体裁は②4と同様。

②6宮内庁書陵部 二六二―二五

〔冊数〕六冊 ※寛仁三年秋冬・寛仁四年秋冬・万寿二年秋冬・万寿三

年春夏を欠く

〔印記等〕朱印「図書寮印」

〔外題〕左経記 「内題」左経記（第六冊のみ糸束記）

〔奥書〕なし

体裁は②4と同様。

②7東京大学附属駒場図書館（二高文庫） 三―一―二二八

〔冊数〕十三冊

〔印記等〕「賀茂書籍講」「第一高等中学校図書」「第一高等中学校図書 閲覧室用」

〔外題〕左経記 「内題」なし（第十二冊のみ糸束記）

〔奥書〕Ⅱ。第九冊に「私、十月四日以後以他本写加之」。

第一高等中学校（一八八六―一八九四）の印記を含む。体裁は②4と同様。

G 【万寿三年までの「糸束記」】

②8国立公文書館（内閣文庫） 一六〇―〇一九九

〔冊数〕四冊

〔印記等〕朱印「和学講談所」「大日本帝国図書印」「明治十三年購求」

〔日本政府図書〕、ラベル「内務省図書」

〔外題〕糸束記 「内題」なし

〔奥書等〕第二冊の末に「忠韶云、秘庫御本ヲ拝観スルニ卷三初二葉コノ処ニアリ」、第三冊冒頭に「忠韶云、此二葉第二ノ末ニ入ヘキモノナリ、秘庫本ニヨル」の朱書あり。

和学講談所旧蔵。朱書は、埴忠韶の指摘として第三冊の初め二丁（寛仁四年春夏の目録にあたる）が第二冊（寛仁二年春夏冬・寛仁三年秋冬）の末にあるべきものとする。これは②9を参照した上での指摘であろう。『国書総目録』「内閣（寛仁元・四・万寿二・三、四冊本二部）」のうち

の一部にあたる。

②9 国立公文書館（内閣文庫） 特〇二四〇〇一五

〔冊数〕四冊

〔印記等〕朱印「秘閣図書之章」、ラベル「太政官文庫」

〔外題〕糸束記 「内題」糸束記

〔奥書〕なし

第二冊（寛仁二年春夏冬・寛仁三年秋冬）の末に寛仁四年春夏の目録が混入する。『国書総目録』「内閣（寛仁元・四・万寿二・三、四冊本二部）」のうちの一部にあたる。

③0 国立国会図書館 W九九六―N―二二一六

〔冊数〕五冊

〔印記等〕朱印「白河」「楽亭文庫」「桑名」「桑名文庫」「立教館図書印」

「明治九年書籍館明治五年文部省創立」、ラベル「東京図書館」

〔外題〕糸束記 「内題」なし

〔奥書〕なし

陸奥白河藩主松平家旧蔵。のち領地替えに伴い松平定信とともに伊勢桑名藩に移ったとみられる。

③1 東洋文庫 三Haへ五

〔冊数〕四冊

〔印記等〕印「子孫永保／雲煙家蔵書記」

〔外題〕（帙に）糸束記 「内題」なし

〔奥書〕なし

安西雲煙（一八〇七―一八五二）旧蔵。②9と同様、第二冊の末に寛仁四年春夏の目録が混入する。『国書総目録』「東洋^{岩崎}（寛仁元四・万寿二・三、四冊）」にあたる。

③2 名古屋市鶴舞中央図書館（河村文庫） 河シ―七七

〔冊数〕四冊

〔印記等〕朱印「河村家蔵」「帝立名古屋図書館蔵書印」

〔外題〕糸束記 「内題」糸束記

〔奥書〕なし

河村秀根（一七二三―一七九二）旧蔵。『国書総目録』「鶴舞（寛仁元・万寿三、四冊）」にあたる。

②8～③2はいずれも一行十五字、半丁あたり十一行でほぼ同様の体裁。

③3 高知県立図書館（山内文庫） ヤ三二七―四一

〔冊数〕五冊

〔印記等〕印「泰山書蔵」「山内文庫」（二種）「高知県立図書館蔵書印」

〔外題〕糸束記 「内題」糸束記

〔奥書〕なし

谷泰山（一六六三―一七二八）および山内文庫旧蔵。②8～③2とは体裁が異なる。

※以下は「糸束記」の内題を持たないが、構成や体裁からGに属すると判断される。

③4 国立公文書館（内閣文庫） 特〇二四〇〇二二

〔冊数〕八冊

〔印記等〕朱印「秘閣図書之章」「内閣文庫」「日本政府図書」、ラベル「太

政官文庫」

〔外題〕左経記 「内題」なし

〔奥書等〕第一冊に「右経頼卿記^{凡十四冊}、以備筆令書写一校之処、不審之事等甚多、猶後日以他本可令改正者也、于時元禄^{（六九）}第四初夏廿五夜、左近衛権中将藤原定基」。第一・三・五・八冊に一校の書込あり。

野宮定基による書写。『国書総目録』「内閣（寛仁元・四・万寿二・三、

八冊)にあたる。一行十八字、半丁あたり十二行で②⑧～③②・③③いずれとも体裁は異なるが、万寿三年までであること、寛仁二年冬の奥書を持たないことから、Gに属する写本と判断した。

③⑤ 尊経閣文庫 目録五一四頁一二行

〔冊数〕五冊

〔印記等〕朱印「白河」「楽亭文庫」「桑名」「立教館図書印」「第七家記」

〔外題〕左経記 〔内題〕なし

〔奥書〕なし

印記や体裁が③⑥と共通し、松平定信は同様の写本を二組所蔵していたことになる。あるいはどちらかが定信のもとで書写されたものか。『国書総目録』「尊経(寛仁三元・二・四・万寿三、五冊)」にあたる。

H 【長元八年までの「糸束記」】

③⑥ 国立国会図書館 W二二五一一

〔冊数〕一冊

〔印記等〕朱印「陸軍文庫」「廉貞齋藏書」「直□之印」「国立国会図書館蔵書/51・11・15/1089385」、ラベル「陸軍文庫」(抹消)

〔外題〕左経記 〔内題〕糸束記

〔奥書〕なし

陸軍文庫旧蔵。内題によって寛仁元～四年、万寿二・三年、長元元年、長元四年、長元七・八年の五つに分けられており、この区分は③⑦の五冊と対応する。ただし体裁は③⑦とは異なる。長元七年の錯簡部分は錯簡がある字の並びのまま書写されている。

③⑦ 大和文華館 一一一三七四～一三七八

〔冊数〕五冊

〔印記等〕印「榊文庫」「尚袞舎藏」「大和文華館図書之印」

〔外題〕左経記 〔内題〕糸束記

〔奥書〕なし

鈴鹿連胤(一七九五～一八七二)および鈴鹿文庫旧蔵。長元元年十月四日以降はFとまったく同じ体裁。『国書総目録』「鈴鹿(五冊)」にあたる。

I 【その他「糸束記」】

③⑧ 国立公文書館(内閣文庫) 一六〇一〇二〇〇

〔冊数〕一冊(寛仁四年春夏秋冬)

〔印記等〕朱印「書籍館印」「浅草文庫」「日本政府図書」

〔外題〕糸束記 〔内題〕糸束記

〔奥書〕なし

他の「糸束記」寛仁四年部分とは体裁が異なる。また、他の冊が存在したかは未詳。『国書総目録』「内閣(寛仁四、一冊)」にあたる。

③⑨ 東洋文庫 三Haヘー一

〔冊数〕一冊(寛仁四年春夏秋冬)

〔印記等〕なし

〔外題〕なし 〔内題〕左経記

〔奥書〕なし

他の「糸束記」寛仁四年部分、および③⑧とは体裁が異なる。また、他の冊が存在したかは未詳。『国書総目録』「東洋^{岩崎}蔵(寛仁四、一冊)」にあたる。

④⑩ 多和文庫

〔冊数〕一冊(寛仁四年秋冬・万寿二年秋冬)

〔印記等〕印「江藤文庫」「香木舎文庫」「集古清玩」「多和文庫」「この

ふみたわのふぐらにをさむ」

〔外題〕寛仁日記/左経記 〔内題〕なし

〔奥書〕なし

江藤正澄（一八三六～一九一一）旧蔵。明治時代の書写。体裁は②⑧～③②の対応する部分と同じ

【部分的に伝わるもの】

残された冊数が少ないために分類が難しいものをここに掲げる。

④①宮内庁書陵部 二五五―一九

〔冊数〕六冊（長元元年～八年）

〔印記等〕朱印「和学講談所」「書籍館印」「図書寮印」

〔外題〕左経記 「内題」左経記（第一・四冊のみ）

〔奥書〕なし

和学講談所旧蔵。『和漢図書分類目録』によれば江戸中期写。『国書総目録』「宮書（長元元八、六冊）」にあたる。体裁はA・Bとは異なり、長元七年の錯簡部分は錯簡のある字の並びのまま書写されている。また、他の冊が存在したかは未詳。

④②京都大学附属図書館 菊一サー八

〔冊数〕一冊（長元元年春夏）

〔印記等〕朱印「今出河蔵書」

〔外題〕左経記 「内題」なし

〔奥書〕なし

今出川家旧蔵。『国書総目録』「京大（万寿五、一冊）」にあたる。A・Bとは同じ体裁。また、他の冊が存在したかは未詳。

④③京都府立京都学・歴史館 特九二七―三七―二二

〔冊数〕一冊（長元四年春夏）

〔印記等〕朱印「京都府立図書館印」「京図」

〔外題〕左経記 「内題」なし

〔奥書〕なし

『国書総目録』「京都府（寛仁元―長元八、一七冊）」のうち一冊。体裁はA・Bと異なる。また、他の冊が存在したかは未詳。

④④京都府立京都学・歴史館 特九二七―三七―一五

〔冊数〕一冊（長元七年秋冬）

〔印記等〕朱印「日野西家蔵書」「京都府立図書館印」「京図」

〔外題〕左経記 「内題」なし

〔奥書〕なし

日野西家旧蔵。『国書総目録』「京都府（寛仁元―長元八、一七冊）」のうち一冊。体裁はA・Bと異なり、錯簡部分は錯簡がある字の並びのまま書写されている。また、他の冊が存在したかは未詳。

④⑤天理大学附属天理図書館（吉田文庫） 吉六四―三〇

〔冊数〕二冊（長元四年春夏・同年秋冬）

〔印記等〕印「天理図書館／656277・656278／昭和四三年三月十一日」

〔吉田文庫〕

〔外題〕左経記 「内題」なし

〔奥書〕第一冊に「寛保二年六月廿七日、急々遂書功了 右兵衛督侍從

（花押）。第二冊に「寛保二年六月卅日、急々仰他筆書写了（花押）

第一冊と同じ）」

吉田文庫旧蔵。奥書によれば、吉田兼雄が第一冊を書写、第二冊を書写させた。『国書総目録』補遺「天理^{吉田}長元四、二冊」にあたる。体裁はA・Bと同じ。また、他の冊が存在したかは未詳。

【類聚雑例のみ】

日次記と比べると数は圧倒的に少ないが、単独で伝わる『類聚雑例』も存在する。これらはAに含まれる「類聚雑例」とは外題・体裁が異なっ

ている。⁽¹⁶⁾

④6 国立公文書館（内閣文庫） 一四五一―一三四八

〔冊数〕 一冊

〔印記等〕 朱印「甘露寺藏書」

〔外題〕 左経記／後一条院晏駕以下凶事部類 「内題」なし

〔奥書〕 IV

甘露寺家旧蔵。『国書総目録』「類聚雜例」の項の「内閣」にあたる。体裁は④8と同様。

④7 静嘉堂文庫 七五函三二架

〔冊数〕 一冊

〔印記等〕 朱印「静嘉堂藏書」「山田本」

〔外題〕 左経記^{長元}／秘／後一条天皇晏駕記 「内題」なし

〔奥書〕 IV

山田以文（一七六二―一八三五）旧蔵。『国書総目録』「静嘉（後一条天皇晏駕記、一冊）」にあたる。体裁は④6と異なる。

④8 京都府立京都学・歴史館 特九二七―三七―一七

〔冊数〕 一冊

〔印記等〕 朱印「京都府立図書館印」

〔外題〕 左経記／後一条院晏駕以下凶事部類 「内題」なし

〔奥書〕 IV

『国書総目録』「京都府（寛仁元―長元八、一七冊）」のうち一冊。体裁は④6と同様。

なお、以下の写本については調査が叶わなかったため、目録等より得られる情報を掲げておく。

・彰考館文庫 卯部（家業）⁽¹⁷⁾
十一冊。『国書総目録』「彰考（一一冊）」にあたる。

・彰考館文庫 卯部（家業） 七
一冊、経頼記、寛仁元年。『国書総目録』「彰考（寛仁元、一冊）」にあたる。

・無窮会専門図書館 神習文庫二七五四⁽¹⁸⁾

十四冊、寛仁元年―長元九年、井上頼国旧蔵。『国書総目録』「無窮^{神習}（寛仁元―長元九、一四冊）」にあたる。

・京都大学総合博物館 勸修寺家文書B二九―一⁽¹⁹⁾

三冊。第一冊は寛仁元年秋―同二年夏・十月―十二月、同三年八月―同

四年閏十二月、第二冊は万寿二年秋―同三年夏、長元元年、第三冊は長

元四年、同七年秋―同八年夏。各年の末に奥書「延宝年中遂書了」^(六七三―八一)、

寛仁二年の末に奥書Ⅱおよび朱書「享保十二年仲秋一覽了」あり。

・京都大学総合博物館 勸修寺家文書一三四

左経記（類聚雜例）一冊、奥書Ⅳあり。『国書総目録』「勸修寺家（一冊本二部）」のうち一部にあたる。

・陽明文庫

十六冊、寛仁元年―長元八年（『国書総目録』による）

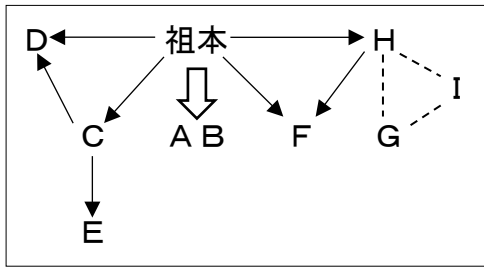
本章で分類したA―I相互の関係を簡単に表すと、上の図のようになる。長元

七年の錯簡は①以外すべての当該冊に影響していることから、これらは錯簡のあ

る共通の祖を持ち、体裁を保って書写されたのがA・B、体裁が保たれなかったのがそれ以外、と整理できる。また、次

章にまとめた万寿二年秋冬の欠けている部分はすべての当該冊において同じ部分

部分



『左経記』諸写本関係図

が欠けていること、万寿二年秋冬の「万寿二年」、長元元年春夏の「長元々年上」、長元四年秋冬の「大治五年下」という奥題がすべての群で確認できることを踏まえると、『左経記』新写本は内題・構成・体裁にもとづき九群に分類できるものの、写本系統が異なるのではなく、同じ本を書写していくうちに形態に差が生じたと思えるべきだろう。

錯簡が生じた時期については、C・F・H（A・Bはいつ錯簡が生じたのか判別できず、Gには当該部分が存在しない）のうち判明する書写年が最も早いのは⑤の元禄五年であり、その時点でF後半の親本であるHはすでに成立していたことになるため、江戸時代前期にはすでに錯簡が生じていたと考えられる。A・Bが成立時点で錯簡を含んでいたとすれば、錯簡が生じた時期はさらに遡る。

三、古写本と新写本の関係

長元七年秋冬についてはA・Bが最も古い体裁を保っていることを指摘したが、古写本のうち守屋本（万寿二年秋冬・長元七年秋冬・長元八年春夏）の部分については新写本にも含まれるため、両者の比較が可能である。長元七年秋冬についてはすでに比較を行い、旧久松家本（以下、②のうち久松家から献上された部分をこのように呼称する）にみられる脱文が守屋本のちょうど一行にあたる、行頭の文字の多くが同じでずれがある場合でも一〜二字に留まる、傍の省略や不要な改行が共通する、といった特徴が確認できた。⁽²¹⁾本章では守屋本の他二巻について比較したい。なお、便宜上守屋本と旧久松家本の比較という形をとるが、結果は共通の体裁を持つA・B全体に当てはまる。

まず万寿二年秋冬について。守屋本万寿二年秋冬巻は他二巻と異なり、巻首こそ数行欠けるもののそれ以降は巻末まで残っているため、巻全体での比較が可能である。行頭の文字は守屋本と旧久松家本とでほとんど

一致しており、一字のずれがわずかに見られるのみである。また、守屋本にある傍書や校訂のほとんどが旧久松家本にも存在する。特に注目されるのは、七月八日条の「過」、八月十日条の「命」といった傍書が共通していることである。旧久松家本には行頭から数字分が欠けている箇所が次のように目録から七月上旬にかけてたびたび見られる。

目録では、

- ・冒頭（「三日東宮還御大内事」の前）
 - ・「集七大寺僧於東大寺可被転経事」の上
 - ・「廿二日依天下疱瘡五十箇日於承香殿転読大般若経事」と「三日尚侍殿御産事」の間の一行
 - ・「平癒事」の上⁽²²⁾
 - ・「東廊行大祓事」の上⁽²³⁾
 - ・「例幣使事」の上
 - ・「卅日中宮被着服事」と「四日春日祭上卿事」の間の一行
 - ・「御着裳事」の上⁽²⁴⁾
 - ・「待始事」の上
 - ・「分配事」の上
- 七月では、
- ・冒頭「炎旱日」の上⁽²⁵⁾
 - ・三日条割書「女房料云々」の右行
 - ・十日条「威儀師率諸僧」の上⁽²⁶⁾

これらの箇所は守屋本の損傷と一致している。守屋本の損傷箇所には本来どの程度の文字があったのか確認はできないが、残っている部分には明らかな欠字（空白など）は存在しないこと、損傷部分周辺に墨痕が見られることから、損傷前の守屋本にはすべての行頭から文字があったと見て大過ないだろう。とすれば、守屋本が旧久松家本の祖本である可能性

は極めて高い。

ただし、両者には相違点も存在する。守屋本には旧久松家本で欠けている部分以外にも一〜二字分程度の損傷が散見する。また、守屋本には旧久松家本の四倍近くの数の首書が存在する。すなわち、旧久松家本の祖本は、守屋本の損傷が現状より少なく首書が充実される前の段階で書写された本と考えられる。

次に長元八年春夏について。守屋本長元八年春夏巻は三巻の中で最も損傷が激しく、巻首から見られる損傷は巻末に向けて大きくなり、二月以降の料紙は分断され最終的には二十四字程度の断片となつてしまい、それらが補修紙上に順番に配置されている。守屋本が残っている部分について比較したところ、行頭の文字のほとんどは旧久松家本と一致しており、ずれがある場合も一〜二字に留まる。また、やはり守屋本にある傍書や校訂のほとんどが旧久松家本にも存在し、特徴的なところでは五月二十三日の目録「結始所事」⁽²⁷⁾、正月一日条の頭書「此時実不奏宣命之由見左三日記」、四月八日条の欠字、四月二十三日条の「隠」^(徳敏)が共通している。これらの点から、長元七年秋冬と同じく守屋本が旧久松家本の祖本であるという想定は十分可能である。

一方で、万寿二年秋冬とは異なり旧久松家本には前述の四月八日条以外の明らかな欠字は見えず、守屋本の損傷はまったく影響していない。この点も長元七年秋冬と同様で、両巻はほとんど損傷がない状態で書写されていたことになる。

石田氏は、九条本・谷森本・守屋本に共通して藤原兼光のものとみられる花押を伴う奥書が存在することから、これら八巻が僚本で九条家の蔵書だったのではないかと指摘している。⁽²⁸⁾ そのうち九条本のみに寛永十八年（一六四一）の九条道房による奥書が存在することから、谷森本・守屋本は十二世紀末から十七世紀前半の間に流出したと考えられる。筆

者は以前、新写本が九条本・谷森本の部分を含まず守屋本の部分のみを含むことから、守屋本は比較的早い時期に九条家から流出したことでその内容が新写本に含まれたのではないか（言い換えれば、九条家所蔵の状態では新写本に含まれ得なかった）という推測を述べた。⁽²⁹⁾ 本章で確認した結果、三巻いずれも守屋本の特徴が新写本に引き継がれていたことが分かり、この推測の蓋然性は高まった。新写本から推定される万寿二年秋冬の巻首が少し損傷し首書が少なかった状態、長元七年秋冬・長元八年春夏の損傷がほとんどない状態は、九条家から流出した時の状態だったのではないだろうか。一方、それ以外の部分の新写本の祖本については、かつて存在した九条本・谷森本・守屋本の僚本であるのか、あるいは別の古写本であるのか、今は検証する術を持たない。ただ、A・Bがその古写本の体裁を伝えている可能性は十分にあるだろう。

おわりに

これまで詳しく検討されてこなかった『左経記』新写本の全体像を示すとともに、内題・構成・体裁によって分類した。各群は異なる特徴を持ちながらも、根本的な要素は共通していることから同じ祖本を持つとみられ、その点では増補史料大成凡例の「内容は他の諸流布本と同じ」という表現は正しかった。しかしその中で、A・Bの諸写本は少なくとも万寿二年秋冬・長元七年秋冬・長元八年春夏について体裁（一行の字数）や傍書などが古写本と共通していることが判明し、A・Bの他の冊も古写本の様態を残している可能性が指摘できた。書誌情報に紙幅を多く割いてしまったが、それでも新写本の中に古写本の要素を見いだせたことには一定の意義があると考えられる。例えば、以前指摘したように長元七年十一月十二日条では守屋本の一行が新写本において脱行となつてい⁽³⁰⁾る。こういった事実を念頭に置いて史料を読む際、古写本における一行

の字数の情報は有益である。

なお、今回は首書に十分言及できなかった。その数は写本によって異なっており相互の関係を反映している可能性があるが、墨書・朱書・合点の有無といった要素で複雑な様相を呈しているため、現時点では明快な結論を得られていない。諸写本の検討だけでもこのように課題が残っているものの、本稿がわずかでも『左経記』のテキストやその本来の姿に関する研究の地均しとなれば幸いである。

【註】

- (1) 『増補史料大成 左経記』臨川書店、一九六五年。
- (2) 石田実洋「『左経記』の古写本について」(小口雅史編『古代東アジア史料論』同成社、二〇二〇年)。九条本にはこの四巻を親本として作成された新写本四冊(宮内庁書陵部所蔵『経頼卿記』、函架番号九五・一七四)も存在する。なお、宮内庁書陵部所蔵『経頼卿記』四冊(函架番号二六・二二四)は国立公文書館一六〇・〇二三〇の補写部分と酷似している。
- (3) 同様の影写本として京都大学文学部所蔵『左経記』(国史特き二)もある。
- (4) 石田註2論文。
- (5) 補訂版『国書総目録』第三巻・第八巻、岩波書店、一九九〇年。
- (6) 国文学研究資料館編『古典籍総合目録―国書総目録統編』第一巻、岩波書店、一九九〇年、および国文学研究資料館日本古典籍総合目録データベース (<https://basel.nijl.ac.jp/~tkoten/>)
- (7) 清水潔「編者源経頼の研究」(『類聚符宣抄の研究 付別聚符宣抄索引』国書刊行会、一九八二年、初出一九八一〜八二年)。
- (8) 清水註7論文。
- (9) 田島公「典籍の伝来と文庫―古代・中世の天皇家ゆかりの文庫・宝蔵を中心に」(石上英一編『日本の時代史30 歴史と素材』吉川弘文館、二〇〇四年)。
- (10) 拙稿「佐藤道生氏所蔵『左経記』断簡」『古文書研究』九三、二〇二二年。

(11) なお、古写本では九条本の新補表紙および第一紙の端裏に「参議経頼卿記」とあり、九条道房の筆とみられる(石田註2論文)。谷森本・守屋本には外題・内題はみられない。

(12) 宮内庁書陵部編、一九五二〜一九六八年。

(13) 請求記号等がないため、尊経閣文庫国書分類目録(侯爵前田家尊経閣、一九三九年)における所在を示した。³⁵⁾も同じ。

(14) 佐藤道生氏所蔵『左経記』断簡には太田品二郎氏のものともみられる添紙があり、その中で錯簡の存在が指摘されている。錯簡の訂正は太田氏によるものかもしれない。

(15) 神宮司庁編『神宮文庫図書目録』(神宮司庁、一九二二年)の番号。¹⁹⁾も同じ。

(16) 『類聚雑例』を含む新写本は全体の中でごく一部であることから、Aのように日次記と一具とされたのはかなり後の段階(おそらくその時点で大幅に前欠となっていた)と思われる。⁴⁶⁾⁴⁸⁾の「後一条院晏駕以下凶事部類」はそれ以前の書名であろうか。『類聚雑例』については作成過程や本来の内容など多くの問題があるが、機会を改めて論じたい。

(17) 彰考館文庫員編『彰考館図書目録 全』(彰考館文庫、一九一八年)による。次項も同じ。

(18) 『神習文庫図書目録』(無窮会、一九三五年)による。

(19) 藤井讓治・有坂道子編『京都大学文学部日本史研究室関係日記目録』(二〇〇一年)による。次項も同じ。

(20) 新写本の中で奥題が確認できるのは以上三か所のみ。万寿二年秋冬の奥題は守屋本にも存在する。ほかの古写本では九条本の治安二年秋冬に「治安二年」、谷森本に「長元五年上」の奥題がある。

(21) 註10拙稿。

(22) 守屋本の残画により「疾」の一字を補うことができる。

(23) 守屋本の残画により「有」の一字を補うことができる。

(24) 守屋本の残画により「伊勢□□」を補うことができる。

(25) 守屋本の残画により「一日□□晴日来」を補うことができる。

(26) 守屋本の残画により「次」の一字を補うことができる。

- (27) 正しくは「政」。
- (28) 石田註2論文。
- (29) 註10拙稿。
- (30) 註10拙稿。

【付記】

この研究報告はJSPS科研費19K13330の助成を受けたものです。

寛仁四年秋冬	万寿二年秋冬	万寿三年春夏	長元元年春夏	長元元年秋冬	長元四年春夏	長元四年秋冬	長元七年秋冬	長元八年春夏	類聚雜例	冊数
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15冊
○+治安2秋冬	○+万寿2春夏	○+万寿3秋冬	○	○	○	○	○	○	○	15冊
○+治安2秋冬	○+万寿2春夏	○+万寿3秋冬	○	○	○	○	○	○	○	12冊
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15冊
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15冊
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15冊
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	14冊
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	14冊
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13冊
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	14冊
				○			○	○		3冊
○	○	○	○	△後欠						10冊
		○		○		○				8冊
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12冊
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	14冊
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15冊
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15冊
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	14冊
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13冊
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	14冊
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12冊
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13冊
		○		○※		※○	○※	※○	○	8冊
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13冊
		○		○		○		○		8冊
				○		○		○		6冊
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13冊
		○								4冊
		○								4冊
○		○								5冊
		○								4冊
		○								4冊
○		○								5冊
○	○	○								8冊
○		○								5冊
		○								1冊
		○		○		○		○		5冊
										1冊
										1冊
○										1冊
			○	○	○	○	○	○	○	6冊
			○							1冊
					○					1冊
							○			1冊
					○	○				2冊
									○	1冊
									○	1冊
									○	1冊

群	内題	番号	所蔵機関・請求記号	寛仁元年秋冬	寛仁二年春夏	寛仁二年冬	寛仁三年秋冬	寛仁四年春夏
A		1	国立国会図書館 わ210.3-51	○	○	○	○	○
		2	国立公文書館 160-0230	○+長和5春夏	○	○	○	○
		3	静嘉堂文庫 75函32架	○+長和5春夏				○
		4	東京大学史料編纂所 4373-21	○	○	○	○	○
		5	京都大学附属図書館 平松/3/サ-1	○		○	○	○
		6	東山御文庫 勅封3-3	○	○	○	○	○
B	左経記	7	宫内庁書陵部 350・236	○	○	○	○	○
		8	宫内庁書陵部 353・172	○	○	○	○	○
		9	宫内庁書陵部 葉・1064	○	○	○	○	○
		10	国立公文書館 160-0220	○	○	○	○	○
		11	尊経閣文庫					
		12	東京大学史料編纂所 貴11-15	○	○	○	○	○
		13	京都大学附属図書館 5-04/サ/9			○		○
		14	大阪府立中之島図書館 323-22	○	○	○	○	
		15	天理大学附属天理図書館 吉64-10	○	○	○	○	○
		16	宫内庁書陵部 217・413	○	○	○	○	○
		17	宫内庁書陵部 264・759	○	○	○	○	○
C		18	神宮文庫 1389	○	○	○	○	○
		19	神宮文庫 1390	○	○	○	○	○
D		20	京都学・歴史館 特/927/37/1~11・13・14・16	○	○	○	○	○
		21	宫内庁書陵部 255・18	○		○		○
E		22	東京大学史料編纂所 徳大寺04-01-02~14	○		○	○	○
		23	東京都立中央図書館 東9132-5		○			○
F	左経記 糸東記	24	筑波大学附属中央図書館 ヨ216-14	○	○		○	○
		25	宫内庁書陵部 259・138	○		○		○
		26	宫内庁書陵部 262・25	○		○		○
		27	東京大学附属駒場図書館 三：い：128	○		○		○
G	糸東記	28	国立公文書館 160-0199	○		○		○
		29	国立公文書館 特024-0015	○		○		○
		30	国立国会図書館 W996-N1216	○				○
		31	東洋文庫 三Haへ5	○		○		○
		32	名古屋市立鶴舞中央図書館 河シ-77	○		○		○
		33	高知県立図書館 ヤ327-141	○		○		○
		34	国立公文書館 特024-0012	○	○	○	○	○
		35	尊経閣文庫	○		○		○
H		36	国立国会図書館 W215-11					
		37	大和文華館 1-1374~1378				○	
I		38	国立公文書館 160-0200					○
		39	東洋文庫 三Haへ11					○
		40	多和文庫					
部分的	左経記	41	宫内庁書陵部 255・19					
		42	京都大学附属図書館 菊/サ/8					
		43	京都学・歴史館 特/927/37/12					
		44	京都学・歴史館 特/927/37/15					
		45	天理大学附属天理図書館 吉64-30					
類聚雜例		46	国立公文書館 145-1348					
		47	静嘉堂文庫 75函32架					
		48	京都学・歴史館 特/927/37/17					

『左経記』諸写本一覧表

【凡例】本表は第二章と対応している。各写本の冊ごとに○を記入し、存在しない部分には網掛けを施した。

調査できていない写本については本表から除いている。

※は冊構成が変則的な部分。第二章参照。